

別紙1 関係許可等手続のワンストップ化の特例

関係法令	対象者	申請相手方
温泉法第 3 条第 1 項	温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする者	県知事
温泉法第 11 条第 1 項	温泉のゆう出路を増掘し、又は温泉のゆう出量を増加させるために動力を装置しようとする者	県知事
森林法第 10 条の 2 第 1 項	地域森林計画の対象となっている民有林において開発行為をしようとする者	県知事
森林法第 34 条第 1 項	保安林において、立木を伐採する場合	県知事
森林法第 34 条第 2 項	保安林において、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をする場合	県知事
農地法第 4 条第 1 項	農地を農地以外のものにする者	熊本市農業委員会
農地法第 5 条第 1 項	農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のものにするため、これらの土地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合	熊本市農業委員会
自然公園法第 20 条第 3 項	各号に掲げる行為 一 工作物を新築し、改築し、又は増築すること。 二 木竹を伐採すること。 三 環境大臣が指定する区域内において木竹を損傷すること。 四 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。 五 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。 六 環境大臣が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺一キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。 七 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。 八 屋外において土石その他の環境大臣が指定する物を集積し、又は貯蔵すること。 九 水面を埋め立て、又は干拓すること。 十 土地を開墾しその他土地の形状を変更すること。 十一 高山植物その他の植物で環境大臣が指定するものを採取し、又は損傷すること。 十二 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。	国立公園にあっては環境大臣の、国定公園にあっては県知事

	十三 山岳に生息する動物その他の動物で環境大臣が指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。 十四 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを放つこと(当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。) 十五 屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること。 十六 湿原その他これに類する地域のうち環境大臣が指定する区域内へ当該区域ごとに指定する期間内に立ち入ること。 十七 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境大臣が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。 十八 前各号に掲げるもののほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの	
宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項	宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事	熊本市長
宅地造成及び特定盛土等規制法第30条第1項	特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事	熊本市長
河川法第23条の2	前条の許可を受けた水利使用のために取水した流水その他これに類する流水として政令で定めるものののみを利用する発電のために河川の流水を占用しようとする者	河川管理者
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項	一般廃棄物処理施設であって熱回収の機能を有するものを設置している者	熊本市長
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項	産業廃棄物処理施設であって熱回収の機能を有するものを設置している者	熊本市長
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の19第1項	指定区域内において土地の形質の変更をしようとする者	熊本市長
環境影響評価法第2章第1節	第一種事業を実施しようとする者 →計画段階配慮事項について検討する手続(配慮書手続)が適用されない	—